



議案第七十三号

三朝町管住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町管住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十七年九月十六日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十七年九月廿五日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

三朝町条例第 号

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町営住宅設置及び管理に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条中「五万五千元」を「八万七千元」に改め、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 他の町営住宅の入居者が世帯構成に異動があつたことにより、当該町営住宅に入居することが適切であること。

第六条第一項第二号中「五万五千元」を「八万七千元」に、「九万五千元」を「十四万千元」に改める。

第二十条第三項中「九万五千元」を「十四万千元」に、「五万五千元」を「八万七千元」に改める。

第二十二条第二項の表中「九万五千元」を「十四万千元」に、「十二万六千元」を「十七万八千元」に、「五万五千元」を「八万七千元」に改める。

附則第五項中「九万五千円」を「十四万千円」に、「十一万千円」を「十五万三千円」  
に、「五万五千円」を「八万七千円」に、「六万九千円」を「九万五千円」に改める。

附 則

昭和十七年

この条例は、公布の日から施行し、八月一日から適用する。